

令和3年度 地域再生マネージャー事業（外部専門家派遣（短期診断））実施要綱

（目的）

第1条 地域再生マネージャー事業（外部専門家派遣（短期診断））（以下「本事業」という。）は、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、地域再生に取り組む市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）に対して、知識やノウハウを有する地域再生マネージャー等の外部の専門家（以下「外部専門家」という。）を派遣し、現地調査、必要な助言・協働等を行うことにより地域再生を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりを支援することを目的とする。

（派遣の内容）

第2条 地域再生に取り組む初動期において、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない段階で、その解決に向けた地域再生の方向性に目処をつけるため、外部専門家を市町村へ派遣する。

- 2 外部専門家は現地調査（視察、ヒアリング、資料分析など）、課題整理、助言、提言、情報提供等を行う。
- 3 派遣する外部専門家は、原則として1件当たり2人を財団が選定する。
- 4 派遣は年1回、連続する3日間とする。

（実施期間）

第3条 令和3年4月1日から令和4年1月31日までとする。

（対象経費）

第4条 本事業の派遣に要する経費は、外部専門家への謝金及び旅費とし、原則として財団が全額負担し、財団から外部専門家へ直接支払うものとする。

- 2 その他必要となる経費については、原則として派遣を受ける市町村の負担とする。

（派遣申請）

第5条 本事業を申請する市町村は、次の各号に掲げる書類を都道府県を通じて財団に提出するものとする。

- (1) 地域再生マネージャー事業（外部専門家派遣（短期診断））申請書（別記様式第1）
- (2) その他事業の内容を説明する補足資料（様式自由）
- 2 申請期間は、令和2年10月1日から令和2年12月21日までとする。
- 3 財団は、必要に応じて追加募集を実施することができる。

（派遣決定）

第6条 財団は、申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、外部専門家を派遣する市町村を決定し、当該市町村に外部専門家派遣決定通知を行うものとする。

- 2 財団は、都道府県を通じて通知を行うものとする。
- 3 市町村は、申請した事業内容等について、財団からの求めに応じて適宜説明を行うものとする。

(派遣の実施)

第7条 財団は、市町村と協議のうえ、派遣に係る具体的内容及び実施日等を決定し、外部専門家の派遣を実施する。

(情報公開)

第8条 財団は、外部専門家派遣決定後、市町村名、その取組内容及び成果について広く一般に公開できるものとする。

(守秘義務)

第9条 外部専門家は、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならない。

(法令遵守)

第10条 市町村は、法令等を遵守し、誠実に本事業に係る業務を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定める。

(別記様式第1)

第 号
令和 年 月 日

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 様

市町村名
市町村長名 印

地域再生マネージャー事業（外部専門家派遣（短期診断））申請書

地域再生マネージャー事業（外部人材派遣（短期診断））の派遣を受けたく、令和3年度地域再生マネージャー事業（外部人材派遣（短期診断））実施要綱第5条に規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に至った背景・経緯（地域の現状など具体的に記入）

2. 連絡先

〒・住所
担当部課
担当 役職・氏名
電話
E-mail

3. 派遣内容（外部専門家に期待する内容を具体的に記入。地域における課題、現状考える方向性や取り組みなど）

--

4. 派遣期間内の予定（2泊3日の派遣期間のうち、1日半程度で現地調査が可能な視察先を記入）

--

5. 外部専門家の受入体制（市町村の担当部署・窓口、民間組織や住民の協力など）

--

6. その他特記すべき事項

--